

消 防 特 第 2 2 2 号
2 9 高 圧 第 1 6 号
平 成 2 9 年 1 2 月 1 5 日

関係道県消防防災主管部長 殿

総 務 省 消 防 庁 特 殊 災 害 室 長

経 済 産 業 省 産 業 保 安 グ ル ー プ 高 圧 ガ ス 保 安 室 長

(公印省略)

石油コンビナート等特別防災区域の変更に係る防災体制について（通知）

本日付けで公布・施行された総務省・経済産業省告示第2号により石油コンビナート等特別防災区域の変更等が行われました。

貴職におかれましては、石油コンビナート等特別防災区域変更の周知徹底、石油コンビナート等防災計画の見直し及びそれに基づく防災対策の実施等、改正後の当該区域に係る防災体制の確立について引き続き格段の御配慮をされるとともに、関係市町村に対してもこの旨を周知されますようお願いいたします。

石油コンビナート等特別防災区域に係る 区域の指定の一部を改正する件について

1. 概 要

石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定について以下の改正を行うもの。

地区番号	地区名	都道府県	改正内容
3	室蘭地区	北海道	地番の合筆
7	塩釜地区	宮城県	地番の分筆、合筆
11	酒田地区	山形県	地番の分筆
13	鹿島臨海地区	茨城県	地番の分筆
15	京葉臨海中部地区	千葉県	地番の分筆
26	新湊地区	富山県	事業所の拡張
55	宇部・小野田地区	山口県	地番の分筆、合筆 事業所の拡張

2. 今後の予定

公 布 平成29年12月15日（金）

施 行 公 布 日

○総務省
経済産業省 告示第二号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号）別表の規定に
基づき、石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定（昭和五十一年
通商産業省 告示第一号）
自 治 省
の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年十二月十五日

総務大臣 野田 聖子

経済産業大臣 世耕 弘成

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる
規定の傍線を付した部分のように改める。

【一〇二の二略】

三 室蘭地区

北海道室蘭市陣屋町一丁目一番地の一、一番地の三、一番地の五、三番地の二、四番地の
 一、五番地、百七十二番地の一から百七十二番地の七まで、百七十三番地の一、百七十三番地
 の二、百七十四番地、百七十五番地、百七十八番地、百七十九番地の六、百七十九番地の八か
 ら百七十九番地の十一まで、百八十番地の十、百八十二番地、百八十三番地の一、百八十三番
 地の二、百八十三番地の五及び百八十五番地、陣屋町三丁目四番地の一、幌前町百六十二番地
 の四、百六十三番地、百六十四番地の一、百六十五番地の一、百六十五番地の六、百六十六番
 地の一、百六十六番地の二、四百六十番地及び四百六十一番地、本輪西町一丁目一番地の一、
 一番地の二、一番地の六から一番地の十まで、一番地の十二、一番地の十五、一番地の十八か
 ら一番地の二十一まで、一番地の二十六、一番地の二十七、八番地、五百十番地及び五百十九
 番地、港北町一丁目一番地の一、一番地の三から一番地の十五まで、二番地の一、二番地の三
 から二番地の八まで、三番地の一、三番地の四、三番地の五、六番地の一から六番地の五ま
 で、十九番地の一、十九番地の二十九、十九番地の三十、二十番地の二、二十番地の四十六、
 二十番地の四十八、二十一番地の六から二十一番地の八まで、二十一番地の二十二、二十二番
 地の八のうち一般国道三十七号線より南側、二十四番地の一から二十四番地の四まで、二十四
 番地の六、二十四番地の九、二十五番地の一、二十五番地の七から二十五番地の十まで、二十
 五番地の十四から二十五番地の四十六まで、三十六番地の一から三十六番地の三まで、三十七
 番地の三、六十八番地の二十五、五百三番地の二及び五百四番地の一、仲町一番地、二番地の
 一、二番地の五から二番地の七まで、三番地の一、三番地の三から三番地の七まで、四番地、
 五番地の一から五番地の三まで、五番地の五から五番地の二十一まで、七番地、七番地の二、
 九番地、九番地の三、十一番地、十二番地の一、十二番地の十六、十二番地の十七、十三番
 地、十四番地の一から十四番地の五まで、十四番地の七、十五番地、十六番地の一から十六番
 地の四まで、十七番地、十八番地、二十六番地、三十三番地、三十七番地、四十五番地、四十
 六番地、四十七番地の一から四十七番地の六まで、五十九番地、六十四番地の一から六十四番
 地の九まで、六十五番地の一から六十五番地の三まで、六十七番地、七十番地の一から七十番
 地の八まで、八十二番地、八十三番地、八十九番地の一、九十番地、九十一番地、九十四番
 地、百番地、百五番地、百六番地の一、百六番地の二、百九番地、百十番地、百十七番地の一
 から百十七番地の十三まで、百十九番地、百二十番地の一、百二十一番地及び二百八十二番
 地、御崎町一丁目九番地、九番地の一から九番地の八まで、十一番地の一から十一番地の十九
 まで、十三番地、十四番地の一、十四番地の二、十四番地の六、十七番地、十九番地の一、十
 九番地の三、二十番地の五から二十番地の十四まで、三十四番地の一、三十四番地の二、三十
 五番地の一、三十五番地の三、三十五番地の四から三十五番地の七まで、三十六番地の二、三
 十八番地の五、三十九番地の二、三十九番地の七、三十九番地の八、七十二番地の二、七十二
 番地の四から七十二番地の七まで、七十三番地の六、七十五番地の二から七十五番地の十八ま

【一〇二の二 同上】

三 室蘭地区

北海道室蘭市陣屋町一丁目一番地の一、一番地の三、一番地の五、三番地の二、四番地の
 一、五番地、百七十二番地の一から百七十二番地の七まで、百七十三番地の一、百七十三番地
 の二、百七十四番地、百七十五番地、百七十八番地、百七十九番地の六、百七十九番地の八か
 ら百七十九番地の十一まで、百八十番地の十、百八十二番地、百八十三番地の一、百八十三番
 地の二、百八十三番地の五及び百八十五番地、陣屋町三丁目四番地の一、幌前町百六十二番地
 の四、百六十三番地、百六十四番地の一、百六十五番地の一、百六十五番地の六、百六十六番
 地の一、百六十六番地の二、四百六十番地及び四百六十一番地、本輪西町一丁目一番地の一、
 一番地の二、一番地の六から一番地の十まで、一番地の十二、一番地の十五、一番地の十八か
 ら一番地の二十一まで、一番地の二十六、一番地の二十七、八番地、五百十番地及び五百十九
 番地、港北町一丁目一番地の一、一番地の三から一番地の十五まで、二番地の一、二番地の三
 から二番地の八まで、三番地の一、三番地の四から三番地の六まで、六番地の一から六番地の
 五まで、十九番地の一、十九番地の二十九、十九番地の三十、二十番地の二、二十番地の四十
 六、二十番地の四十八、二十一番地の三、二十一番地の六から二十一番地の八まで、二十一番
 地の二十二、二十二番地の八のうち一般国道三十七号線より南側、二十四番地の一から二十四
 番地の四まで、二十四番地の六、二十四番地の九、二十五番地の一、二十五番地の七から二十
 五番地の十まで、二十五番地の十四から二十五番地の四十六まで、三十六番地の一から三十六
 番地の三まで、三十七番地の三、六十八番地の二十五、五百三番地の二及び
 五百四番地の一、仲町一番地、二番地の一、二番地の五から二番地の七まで、三番地の一、三
 番地の三から三番地の七まで、四番地、五番地の一から五番地の三まで、五番地の五から五番
 地の二十一まで、七番地、七番地の二、九番地、九番地の三、十一番地、十二番地の一、十二
 番地の十六、十二番地の十七、十三番地、十四番地の一から十四番地の五まで、十四番地の
 七、十五番地、十六番地の一から十六番地の四まで、十七番地、十八番地、二十六番地、三十
 三番地、三十七番地、四十五番地、四十六番地、四十七番地の一から四十七番地の六まで、五
 十九番地、六十四番地の一から六十四番地の九まで、六十五番地の一から六十五番地の三ま
 で、六十七番地、七十番地の一から七十番地の八まで、八十二番地、八十三番地、八十九番地
 の一、九十番地、九十一番地、九十四番地、百番地、百五番地、百六番地の一、百六番地の
 二、百九番地、百十番地、百十七番地の一から百十七番地の十三まで、百十九番地、百二十番
 地の一、百二十一番地及び二百八十二番地、御崎町一丁目九番地、九番地の一から九番地の八
 まで、十一番地の一から十一番地の十九まで、十三番地、十四番地の一、十四番地の二、十四
 番地の六、十七番地、十九番地の一、十九番地の三、二十番地の五から二十番地の十四まで、
 三十四番地の一、三十四番地の二、三十五番地の一、三十五番地の三、三十五番地の四から三
 十五番地の七まで、三十六番地の二、三十八番地の五、三十九番地の二、三十九番地の七、三
 十九番地の八、七十二番地の二、七十二番地の四から七十二番地の七まで、七十三番地の六、

で、七十六番地、九十三番地、百六番地の二から三百二番地の四まで及び三百四番地並びに当該区域に介在する国有無番地、茶津町一番地、一番地の二、二番地の二、二番地の三、二番地の十、四番地の二、四番地の十五から四番地の十七まで、四番地の二十三から四番地の二十五まで、九番地の一、九番地の三から九番地の五まで、九番地の七から九番地の十二まで、十六番地の四、十六番地の五、十七番地、三十五番地の二、三十五番地の四、三十六番地の三、三十六番地の四、三十七番地の三、三十七番地の四、三十八番地の二、三十八番地の三、三十八番地の四、三十八番地の六、三十九番地の三、三十九番地の五、四十番地、七十三番地の二、七十三番地の三、七十三番地の五、八百八番地の一及び二百五十七番地並びに入江町七番地の一及び七番地の二の区域

〔四〇六の二 略〕

七 塩釜地区

宮城県塩釜市貞山通一丁目四十五番地の十、四十五番地の二十及び四十五番地の二十三から四十五番地の二十五まで、貞山通二丁目二十四番地、二十五番地、二十六番地の十一、二十六番地の十二、四十五番地の二、四十五番地の四、四十五番地の十から四十五番地の二十まで及び五十七番地の二十四から五十七番地の三十四まで並びに貞山通三丁目一番地の一、一番地の四、一番地の六から一番地の十三まで、一番地の二十二、一番地の二十三、九番地の六、二十七番地、二十八番地、二十九番地の二、二十九番地の三、二十九番地の五、二十九番地の七から二十九番地の十四まで、二十九番地の十六から二十九番地の二十二まで、二十九番地の二十三から二十九番地の二十八まで、二十九番地の三十一、二十九番地の三十六、二十九番地の四十三から二十九番地の四十六まで、二十九番地の四十八、二十九番地の四十九、四十五番地の五、四十五番地の六、四十五番地の十六、四十五番地の十八、六十九番地の二、六十九番地の三、六十九番地の六から六十九番地の十三まで及び六十九番地の十五から六十九番地の二十一までの区域

〔八〇十 略〕

十一 酒田地区

山形県酒田市の次の区域

(1) 宮海字南浜一番地の十四、一番地の十九、一番地の二十、一番地の二十五、一番地の二十七、一番地の二十八、一番地の三十五から一番地の三十九まで、一番地の四十一、一番地の四十二、一番地の四十七から一番地の五十一まで、一番地の五十七から一番地の七十七まで、一番地の七十二、一番地の七十五、一番地の七十六、一番地の九十七から一番地の百四まで、一番地の百六、一番地の百八、一番地の百九から一番地の百十三まで、一番地の百十五から一番地の百十七まで、百八十三番地の一、百八十三番地の十二、百八十三番地の十四、百八十三番地の十六から百八十三番地の三十一まで、百八十七番地の二及び百八十七番地の五、字南砂畑四番地の一、四番地の二十七、四番地の二十九から四番地の三十二まで、四番地の三十四から四番地の三十九まで、四番地の四十一から四番地の四十八まで及び四番地の五十から四番地の五十三まで並びに字新林六百六十二番地の三から六百六十二番地の五まで、六百六十二番地の十五、六百六十二番地の三十二及び六百六十二番地の三十三の区域

七十五番地の二から七十五番地の十八まで、七十六番地、九十三番地、百六番地の二、三百二番地の二から三百二番地の四まで及び三百四番地並びに当該区域に介在する国有無番地、茶津町一番地、一番地の二、二番地の二、二番地の三、二番地の十、四番地の二、四番地の十五から四番地の十七まで、四番地の二十三から四番地の二十五まで、九番地の一、九番地の三から九番地の五まで、九番地の七から九番地の十二まで、十六番地の四、十六番地の五、十七番地、三十五番地の二、三十五番地の四、三十六番地の三、三十六番地の四、三十七番地の三、三十七番地の四、三十八番地の二、三十八番地の三、三十八番地の四、三十八番地の六、三十九番地の三、三十九番地の五、四十番地、七十三番地の二、七十三番地の三、七十三番地の五、八百八番地の一及び二百五十七番地並びに入江町七番地の一及び七番地の二の区域

〔四〇六の二 同上〕

七 塩釜地区

宮城県塩釜市貞山通一丁目四十五番地の十、貞山通二丁目二十四番地、二十五番地、二十六番地の十一、二十六番地の十二、四十五番地の二、四十五番地の四、四十五番地の十から四十五番地の十七まで及び五十七番地の二十四から五十七番地の二十八まで並びに貞山通三丁目一番地の一、一番地の四、一番地の六から一番地の二十一まで、九番地の六、二十五番地の二十五、二十七番地、二十八番地、二十九番地の二、二十九番地の三、二十九番地の五、二十九番地の七から二十九番地の二十二まで、二十九番地の二十六から二十九番地の二十八まで、二十九番地の三十一、二十九番地の三十三から二十九番地の三十六まで、二十九番地の四十一、二十九番地の四十二、四十五番地の五、四十五番地の六、四十五番地の十六、四十五番地の十八、六十九番地の二、六十九番地の三、六十九番地の六から六十九番地の十三まで及び六十九番地の十五の区域

〔八〇十 同上〕

十一 酒田地区

山形県酒田市の次の区域

(1) 宮海字南浜一番地の十四、一番地の十九、一番地の二十、一番地の二十五、一番地の二十七、一番地の二十八、一番地の三十五から一番地の三十九まで、一番地の四十一、一番地の四十二、一番地の四十七から一番地の五十一まで、一番地の五十七から一番地の七十七まで、一番地の七十二、一番地の七十五、一番地の七十六、一番地の九十七から一番地の百四まで、一番地の百六、一番地の百八、一番地の百九から一番地の百十三まで、百八十三番地の一、百八十三番地の十二、百八十三番地の十四、百八十三番地の十六から百八十三番地の三十一まで、百八十七番地の二及び百八十七番地の五、字南砂畑四番地の一、四番地の二十七、四番地の二十九から四番地の三十二まで、四番地の三十四から四番地の三十九まで、四番地の四十一から四番地の四十八まで、四番地の五十から四番地の五十三まで及び四番地の五十五から四番地の六十四まで並びに字新林六百六十二番地の三から六百六十二番地の五まで、六百六十二番地の十五及び六百六十二番地の三十二の区域

〔二〕略
〔十一の二・十二略〕
十三 鹿島臨海地区

〔イ略〕

ロ 茨城県神栖市北浜一番地から四番地まで、三番地及び四番地に隣接する国有無番地、六番地から十三番地まで、十四番地一、十四番地三、十五番地、十六番地一、十六番地三、十九番地一（工業専用地域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第九条第十二項に規定する地域をいう。以下同じ。）に限る。）、十九番地二、二十番地から二十四番地まで、二十七番地、三千六百七十一番地三十七から三千六百七十一番地四十一まで、三千六百七十一番地四十四から三千六百七十一番地四十七まで、六千二百二十三番地五十四、六千二百二十三番地五十五（工業専用地域に限る。）、六千二百二十三番地六十から六千二百二十三番地六十二まで並びに六千三百十八番地、奥野谷字浜野六千二百二十三番地六十五、六千二百二十五番地四十、六千二百二十五番地八百二十一、六千二百二十五番地八百三十二及び六千二百二十五番地八百三十三並びに字東和田五千五百八十八番地二、東和田（三十九番地一及び三十九番地二を除く。）並びに東深芝一番地一から一番地六まで、二番地二から二番地二十五まで、三番地一から三番地十一まで、三番地十四から三番地十六まで、四番地一から四番地十まで、五番地から七番地まで、八番地一から八番地五まで、九番地一、九番地二、十番地、十一番地一から十一番地三まで、十二番地、十三番地一から十三番地九まで、十四番地一から十四番地七まで、十五番地、十六番地一から十六番地六まで、十六番地八から十六番地二十八まで、十七番地一から十七番地十六まで、十八番地一、十八番地二、十九番地一から十九番地三まで、二十番地、二十一番地二から二十一番地四まで、二十二番地二、二十二番地三、二十二番地十七から二十二番地二十一まで、二十二番地二十三、二十二番地二十四、三十四番地九、三十四番地十、三十四番地十三から三十四番地二十一まで及び三十四番地五十三並びに字高山二千九百八十八番地の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

〔十四略〕

十五 京葉臨海中部地区

〔イ略〕

ロ 千葉県市原市の次の区域

〔一〕略

(2) 五井南海岸十九番、三十七番一から四十七番一まで及び四十七番三から四十七番五まで並びに千種海岸七番一から七番十二まで、八番一から八番十一まで及び二十一番の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

〔ハ略〕

〔十六〜二十五略〕

二十六 新湊地区

富山県射水市堀江千石一番地、二番地、三番地、四番地の一、六番地の一（富山新港火力発電所富山高等専門学校臨海実習場東護岸管理道路以南は除く。）、七番地の一（富山新港火力発電所富山高等専門学校臨海実習場東護岸管理道路は除く。）、七番地の二、八番地の一、八

〔二〕同上
〔十一の二・十二 同上〕
十三 鹿島臨海地区

〔イ 同上〕

ロ 茨城県神栖市北浜一番地から四番地まで、三番地及び四番地に隣接する国有無番地、六番地から十三番地まで、十四番地一、十四番地三、十五番地、十六番地一、十六番地三、十九番地一（工業専用地域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第九条第十二項に規定する地域をいう。以下同じ。）に限る。）、十九番地二、二十番地から二十四番地まで、二十七番地、三千六百七十一番地三十七から三千六百七十一番地四十一まで、三千六百七十一番地四十四から三千六百七十一番地四十七まで、六千二百二十三番地五十四、六千二百二十三番地五十五（工業専用地域に限る。）、六千二百二十三番地六十から六千二百二十三番地六十二まで並びに六千三百十八番地、奥野谷字浜野六千二百二十三番地六十五、六千二百二十五番地四十、六千二百二十五番地八百二十一、六千二百二十五番地八百三十二及び六千二百二十五番地八百三十三並びに字東和田五千五百八十八番地二、東和田（三十九番地一及び三十九番地二を除く。）並びに東深芝一番地一から一番地六まで、二番地二から二番地二十五まで、三番地一から三番地十一まで、三番地十四から三番地十六まで、四番地一から四番地十まで、五番地から七番地まで、八番地一から八番地五まで、九番地一、九番地二、十番地、十一番地一から十一番地三まで、十二番地、十三番地一から十三番地八まで、十四番地一から十四番地七まで、十五番地、十六番地一から十六番地六まで、十六番地八から十六番地二十八まで、十七番地一から十七番地十六まで、十八番地一、十八番地二、十九番地一から十九番地三まで、二十番地、二十一番地二から二十一番地四まで、二十二番地二、二十二番地三、二十二番地十七から二十二番地二十一まで、二十二番地二十三、二十二番地二十四、三十四番地九、三十四番地十、三十四番地十三から三十四番地二十一まで及び三十四番地五十三並びに字高山二千九百八十八番地の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

〔十四 同上〕

十五 京葉臨海中部地区

〔イ 同上〕

ロ 千葉県市原市の次の区域

〔一〕同上

(2) 五井南海岸十九番、三十七番一から四十七番一まで及び四十七番三から四十七番五まで並びに千種海岸七番一から七番十一まで、八番一から八番六まで、八番九から八番十一まで及び二十一番の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

〔ハ 同上〕

〔十六〜二十五 同上〕

二十六 新湊地区

富山県射水市堀江千石一番地、二番地、三番地、四番地の一、十一番地、十三番地、十四番地、十五番地の二、十七番地及び五十番地の二の区域

番地の二、九番地から十一番地まで、十二番地の一、十三番地、十四番地、十五番地の一、十五番地の二、十六番地から二十一番地まで、五十番地の二及び五十番地の三（富山新港火力発電所富山高専門学校臨海実習場東護岸管理道路は除く。）の区域

〔二十七～五十四 略〕

五十五 宇部・小野田地区

イ 山口県宇部市の次の区域

- (1) 東見初町五百二十六番地の五十、五百四十一番地の二百六十一のうち五百二十六番地の五十及び五百四十一番地の二百六十二に接する部分から六十八・三メートルまでの区間並びに五百四十一番地の二百六十二並びに大字沖宇部字沖ノ山五百二十五番地の十三、五百二十五番地の十四、五百二十五番地の二十七、五百二十五番地の二十八、五百二十五番地の三十一、五百二十五番地の三十三、五百二十五番地の五十一、五百二十五番地の八十一、五百二十五番地の百二十五、五百二十五番地の百二十六、五千二百五十三番地、五千二百五十三番地の百二十五、五千二百五十三番地の七まで、五千二百五十四番地の二のうちセントラル硝子株式会社引込専用線より西側、五千二百五十四番地の七から五千二百五十四番地の十一まで、五千二百五十四番地の十五から五千二百五十四番地の二十まで、五千二百五十四番地の二十一、同番地に隣接する区域、五千二百五十四番地の二十二、同番地に隣接する区域、五千二百五十四番地の二十三、五千二百五十四番地の二十七から五千二百五十四番地の二十九まで、五千二百五十四番地の三十一、五千二百五十四番地の三十二、五千二百五十四番地の三十五、五千二百五十四番地の三十八、五千二百五十五番地の三から五千二百五十五番地の五まで、五千二百五十六番地の三、五千二百五十六番地の四、五千二百五十八番地の二、五千二百五十九番地の二、五千二百六十二番地の九、五千二百七十番地の一、五千二百七十番地の七、五千二百七十一番地の一、五千二百七十一番地の三から五千二百七十一番地の五まで、五千二百七十二番地の一から五千二百七十二番地の六まで、五千二百七十二番地の十一から五千二百七十二番地の二十二まで、五千二百七十三番地の三、五千二百七十三番地の四及び五千二百七十七番地の一から五千二百七十七番地の五までの区域並びに当該区域に介在する道路の区域

〔2・3 略〕

- (4) 大字西沖ノ山字西沖一番地の一、一番地の二、一番地の四、一番地の五、一番地の七から一番地の十まで、二番地の一、二番地の四から二番地の九まで、三番地の二、六番地の一、六番地の三から六番地の五まで、七番地、八番地の一から八番地の四まで、九番地の一から九番地の四まで、十番地の一、十番地の二、十一番地、十一番地の一から十一番地の三まで、十二番地の一から十二番地の四まで、十三番地の一から十三番地の七まで、十四番地の一から十四番地の三まで、十五番地の一から十五番地の六まで、十六番地の一から十六番地の二まで、十七番地の一から十七番地の三まで、十八番地、十九番地の一から十九番地の四まで、二十番地の一から二十番地の四まで、二十一番地の一から二十一番地の八まで、二十二番地、七千四百八十九番地の六及び七千四百八十九番地の十五から七千四百八十九番地の十七までの区域

ロ 山口県山陽小野田市大字西沖宇部字西沖一番地の一から一番地の十七まで、二番地の一から二

〔二十七～五十四 同上〕

五十五 宇部・小野田地区

イ 山口県宇部市の次の区域

- (1) 東見初町五百二十六番地の五十、五百四十一番地の二百六十一のうち五百四十一番地の二百七十及び五百四十一番地の二百六十二に接する部分から六十八・三メートルまでの区間、五百四十一番地の二百六十二及び五百四十一番地の二百七十、大字沖宇部字沖ノ山五百二十五番地の十三、五百二十五番地の十四、五百二十五番地の二十七、五百二十五番地の二十八、五百二十五番地の三十一、五百二十五番地の三十三、五百二十五番地の五十一、五百二十五番地の八十一、五百二十五番地の百二十五、五百二十五番地の百二十六、五千二百五十三番地、五千二百五十三番地の百二十五、五千二百五十三番地の六まで、五千二百五十四番地の二のうちセントラル硝子株式会社引込専用線より西側、五千二百五十四番地の七から五千二百五十四番地の十一まで、五千二百五十四番地の十五から五千二百五十四番地の二十まで、五千二百五十四番地の二十一、同番地に隣接する区域、五千二百五十四番地の二十二、同番地に隣接する区域、五千二百五十四番地の二十三、五千二百五十四番地の二十七から五千二百五十四番地の二十九まで、五千二百五十四番地の三十一、五千二百五十四番地の三十二、五千二百五十四番地の三十五、五千二百五十四番地の三十八、五千二百五十五番地の三から五千二百五十五番地の五まで、五千二百五十六番地の三、五千二百五十六番地の四、五千二百五十八番地の二、五千二百五十九番地の二、五千二百六十二番地の九、五千二百七十番地の一、五千二百七十番地の七、五千二百七十一番地の一、五千二百七十一番地の三から五千二百七十一番地の五まで、五千二百七十二番地の一から五千二百七十二番地の六まで、五千二百七十二番地の十一から五千二百七十二番地の二十二まで、五千二百七十三番地の三、五千二百七十三番地の四及び五千二百七十七番地の一から五千二百七十七番地の五までの区域並びに当該区域に介在する道路の区域

〔2・3 同上〕

- (4) 大字西沖ノ山字西沖一番地の一、一番地の二、一番地の四、一番地の五、一番地の七から一番地の十まで、二番地の一、二番地の四から二番地の九まで、三番地の二、六番地の一、六番地の三から六番地の五まで、七番地、八番地の一から八番地の四まで、九番地の一から九番地の四まで、十番地の一、十番地の二、十一番地、十一番地の一から十一番地の三まで、十二番地の一から十二番地の四まで、十三番地の一から十三番地の七まで、十四番地の一から十四番地の三まで、十五番地の一から十五番地の六まで、十六番地の一から十六番地の二まで、十七番地の一から十七番地の三まで、十八番地、十九番地の一から十九番地の四まで、二十番地の一から二十番地の四まで、二十一番地の一から二十一番地の八まで、二十二番地、七千四百八十九番地の六及び七千四百八十九番地の十五から七千四百八十九番地の十七までの区域

ロ 山口県山陽小野田市大字西沖宇部字西沖一番地の一から一番地の十七まで、二番地の一から二

備考 表中の「」の記載は注記である。